(b)　コンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要コンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、計画の進捗状況についての情報及び資料を提供する。

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十月二十七日にニューデリーで

インド駐在

日本国特命全権大使　堂道秀明

インド財務省　経済局局長

クマール・サンジャイ・クリシュナ閣下

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十月二十七日にニューデリーで

インド財務省　経済局局長

クマール・サンジャイ・クリシュナ

インド駐在

日本国特命全権大使　堂道秀明閣下

○文部科学省告示第百七十三号

重要無形文化財彩釉磁器の保持者徳田八十吉（三代徳田八十吉平成九年文部省告示第百十二号）は、平成二十一年八月二十六日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財彩釉磁器の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年十一月十九日

文部科学大臣　川端　達夫

○文部科学省告示第百七十四号

重要無形文化財彫金の保持者増田三男（平成三年文部省告示第五十号）は、平成二十一年九月七日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年十一月十九日

文部科学大臣　川端　達夫

○文部科学省告示第百七十五号

重要無形文化財日本刀の保持者大隅貞男（大隅俊平平成九年文部省告示第百十三号）は、平成二十一年十月四日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年十一月十九日

文部科学大臣　川端　達夫

○農林水産省告示第千六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道登別市・余市郡仁木町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに登別市役所及び仁木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山県有田郡有田川町大字天満字片山町九一四番地五から同県有田郡有田川町大字天満字片山町九一四番地五まで	平成二十一年十一月二十日六時

○国土交通省告示第千二百十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

別表第一成田国際空港の項を次のように改める。

成田国際空港	成田空港事務所	飛行場管制業務	成田タワー	24時間
		進入管制業務	東京アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	東京レーダー	
	東京空港事務所	進入管制業務	東京アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	東京レーダー	

別表第二成田特別管制区の項を次のように改める。

成田特別管制区	東京空港事務所	進入管制業務	東京アプローチ	24時間
		ターミナル・レーダー管制業務	東京レーダー	

附　則

この告示は、平成二十二年一月十四日から施行する。

○国土交通省告示第千二百十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

第一項の表長沼ＮＤＢの項中「平成21年10月22日から平成21年11月18日まで供用休止」を「平成21年11月19日から供用再開」に、同表八丈島ＮＤＢの項中「24時間」を「８時から18時まで」に改める。

第二項の表帯広ＶＯＲの項中「平成21年８月27日から平成21年11月18日まで供用休止」を「平成21年11月19日から供用再開」に改め、同表米子ＶＯＲの項中「昭和58年８月４日」の次に「（平成21年12月17日から平成22年３月10日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。